

特定無人空撮機械の使用の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定無人空撮機械を用いた上空からの撮影に関する規制を行うことによって当該撮影によって発生する危険を回避することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定無人空撮機械」とは、上空から撮影する自動操縦により航行する機械であつて政令で定める重量を超えるものをいう。

(義務)

第三条 特定無人空撮機械を用いて上空から撮影しようとする者は、当該撮影を行う区域を管轄する市町村の長に対し、主務省令で定めるところにより、機械の種類、離発着の場所、飛行経路及び撮影予定日その他主務省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた市町村長は、当該撮影によって発生する危険を回避するために必要があると認めるときは、前項の規定により届出した者に対して、その撮影によって発生する危険を回避するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 市町村長は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 市町村長は、当該撮影によって発生する危険の回避に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(報告徴収)

第四条 市町村長は、特定無人空撮機械の使用に伴う危険の発生を回避するために必要があると認めるときは、第三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 前項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第五条 第三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三条第五項の規定に違反した者
- 三 第四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者